

米子市隣保館 合同人権講座

2024年7月20日 **土**

10:00~11:30 (9:30 開場)

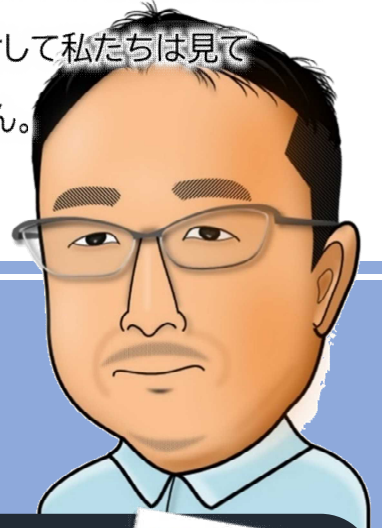
米子市淀江文化センター さなめホール

〔米子市淀江町西原 708-4〕
☎0859-39-4050

2016年にヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、障害者差別解消法、2019年にアイヌ民族支援法、そして23年にLGBT理解増進法が施行されました。日本では、21世紀になってようやく差別を解消するための法律が制定されはじめました。これは差別が、単に心のあり方の問題だけではなく、市民に対する人権侵害であるとの当事者の声が国会にも届いたことの表れです。しかし、20世紀に未解決の問題を現在も取り組まなければならないという意味では、差別が当事者と社会に与える被害に対して私たちは見て見ぬふりをしてきてののかもしれません。
この機会に共に学びませんか。

龍谷大学 法学部 教授
キム サンギョン
講師 金 尚均 さん

1967年大阪府生まれ。立命館大学研究科修了、博士（法学）を取得。山口大学、西南学院大を経て、現在、龍谷大学法学部教授。
主著に「差別表現の法的規制—排除社会へのプレリュードとしてのヘイト・スピーチ」（法律文化社、2017年）などがあります。



お問い合わせ先

米子市人権政策課
TEL…0859-23-5251
FAX…0859-37-3184

*事前申し込みにご協力ください。申込方法は裏面に記載してあります。

入場無料
手話通訳あり

インターネット上の
差別事象